

令和8年度パラスポーツ普及啓発事業委託仕様書

1 事業目的

障害のない人がパラスポーツを知ることやパラスポーツを体験することを通して、パラスポーツの普及と「する」「みる」「支える」共生社会の実現を図ることを目的とする。

2 実施主体

滋賀県は、パラスポーツに関する知見を有する団体等に委託して実施する。

3 期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

4 委託料

1, 177, 000円（消費税および地方消費税を含む。）

なお、当初契約に定められた業務内容の遂行にあたって追加の費用負担が生じた場合は、原則として受託者の負担とする。

5 事業内容

多くの人が集まる大型ショッピングモール等においてパラスポーツの体験会やPR活動を実施し、障害の有無に関わらず誰もがパラスポーツを楽しむ機会をつくり、普及と理解促進を図る。

（1）県内の大型ショッピングモール等にてパラスポーツ体験会を2回以上開催する。

（2）（1）の計画、運営を行う。

（3）開催にあたり、必要な看板、ポスター、チラシ、ノベルティ等を作成する。

（4）実施後、報告書を作成し、県に提出する。

6 対象者

この事業の対象者は、受託団体等が体験会を開催するショッピングモール等の来場者とする。

7 事業実施上の留意事項

受託者は、滋賀県や他の関係団体との連携を密にすること。

8 その他

この仕様書に定めるもののほか、事業実施に必要な事項は別途定める。